

令和4年度主要事業の概要

1 安全と安心を築く香川

★印は、新規事業

(単位：千円)

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
1 安全と安心を築く香川		119,630,356		
① 災害に強い香川をつくる		6,020,604		
1	○地震・津波対策海岸堤防等整備事業 (1)津波等対策海岸事業 (2)津波等対策河川事業	1,890,300 1,090,300 800,000	<p>・南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえた「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から重点的・集中的に対策を実施するもの。</p> <p>(1)海岸堤防の地震・津波対策を行うもの。</p> <p>①補助事業 事業箇所 高松港海岸など10港海岸及び白方海岸など2海岸</p> <p>②単独事業 事業箇所 高松港海岸など8港海岸</p> <p>(2)河川堤防や水門等の地震・津波対策を行うもの。</p> <p>①補助事業 事業箇所 新川など13河川</p> <p>②単独事業 事業箇所 県内一円(調査・設計)</p>	126
2	○ため池防災対策等事業	2,192,992	<p>・地震や豪雨によるため池の決壊等に伴う被害の未然防止や軽減を図るため、老朽ため池の計画的整備、ため池の耐震化などを行うもの。</p> <p>①老朽ため池整備</p> <p>災害防止対策として、老朽化したため池の整備を行うもの。 30地区</p> <p>・負担割合：国55%、県33%、市町11%、農家1% など</p>	112

			<p>②耐震化整備</p> <p>耐震診断の結果、耐震性が確保されていないため池の耐震補強工事を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小規模ため池（貯水量10万m³未満） 2箇所 <p>負担割合：国55%、県33.5%、市町10.5%、農家1% など</p> <p>③小規模ため池防災対策特別事業</p> <p>防災上の観点から受益農地の荒廃等により管理者が不在となり、保全管理が困難となった小規模なため池の廃止等に取り組む市町に補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象：貯水量5千m³未満のため池 ・ 補助率：（県単独分）保全型 55%以内 防災型 50%以内 （国補助分）ため池の廃止 国100% など <p>④ため池ハザードマップ支援事業</p> <p>豪雨災害等によるため池の決壊に備え、決壊時のハザードマップを作成する市町に対し支援を行うことにより、被害の未然防止及び軽減に努めるもの。</p> <p>⑤ため池保全管理センター支援事業</p> <p>県土地改良事業団体連合会に「ため池保全管理センター」を設置し、防災重点農業用ため池の点検・調査のほか、ため池管理者等に対して農業用ため池の保全に関する技術的助言・指導を行うなど、国の補助金を活用して、ため池の保全管理の支援に取り組むもの。</p>	
--	--	--	--	--

	項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
3	○民間住宅耐震対策支援事業	59,363	<p>・民間住宅の耐震化を促進するため、住宅の耐震診断、耐震改修に対し補助金を交付する市町に対して補助を行うもの。また、本補助制度の活用促進を図るために広報等を行うもの。</p> <p>①耐震診断補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国33%、県28.5%、市町28.5%、所有者10% ・補助限度額：9万円（県補助額：28,500円） <p>②耐震改修補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4 ・補助限度額（補助限度額を超える費用は所有者の負担） (a)耐震改修：100万円（県補助額：25万円） (b)簡易改修：50万円（県補助額：12.5万円） (c)耐震シェルター、耐震ベッド：20万円（県補助額：5万円） <p>③制度活用促進のための広報等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅耐震補強低コスト工法普及啓発事業 など 	133
4	○緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業	45,000	<p>・沿道建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道の民間建築物の耐震診断・耐震改修等に対し、補助金を交付する市町に対して補助を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国1/3、県1/6、市町1/6、所有者1/3 ・県補助限度額：耐震診断等1百万円、耐震改修等15百万円 	131

5	○民間建築物耐震対策支援事業	8,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が指定する避難路（D I D地区内の第1次輸送確保路線）沿道の民間建築物の耐震診断に対し、補助金を交付する市町に対して補助を行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担割合：国1／2、県1／4、市町1／4 ・ 県補助限度額：国が定める㎡単価限度内 	131
6	○空き家対策総合推進事業	79,682	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の増加を抑制するための総合的な空き家対策に取り組むとともに、老朽化して危険な空き家の除却を促進するため、当該空き家を除却しようとする者に対して助成する市町及び自ら除却しようとする市町に対し、県がその費用の一部補助を行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①空き家対策総合推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 香川県空き家対策連絡会議の開催 ・ 県民向け空き家対策啓発セミナー、個別相談会の開催 など ②老朽危険空き家除却支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽危険空き家の除却に要する費用への補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負担割合：国2／5以内、県1／5以内、市町1／5以内 所有者1／5以上 ・ 県補助限度額：40万円 	134

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
7	○県有建物長寿命化推進事業	248,779	<p>・県有建物の計画的な予防保全を通じた長寿命化の取組みとして、保全計画を策定した建物について、計画的な保全工事を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松北警察署外壁改修工事 ・産業技術センター（西館）外壁改修工事 ・消防学校（屋内訓練棟）外壁改修工事 ・かがわ総合リハビリテーションセンター屋上防水工事 ・保健医療大学（管理研究棟）屋上防水工事 <p style="text-align: right;">など</p>	15
8	○県有施設の耐震対策等	3,300	<p>・県有施設の耐震対策を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンポート高松交流拠点施設（かがわ国際会議場吊り天井）改修工法検討 	94
9	○地域介護・福祉空間整備等事業	90,456	<p>・国の交付金を活用し、老人福祉施設等の利用者の安全・安心を確保するため、事業者が行う非常用自家発電設備等の整備に対して助成するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国1／2、県1／4、事業者1／4 	22 49
10	○治山事業	732,735	<p>・山地災害の未然防止・軽減を図るため、荒廃地や水源地域において、緊急度の高い箇所から優先的に治山施設の整備等を行うもの。</p>	31

11	★防災行政無線機能強化事業	484,066	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の県内通信用として利用している衛星回線の運用が令和5年末に終了することに伴い、現在、国や他県との間で使用している地域衛星通信ネットワークの次世代システムへ統合することにより、最新の通信環境に整備するもの。 	22
12	○「災害に強い香川づくり」集中対策推進事業	60,000	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震の発生確率の高まりや、全国各地で頻発している大規模災害において顕在化した課題を踏まえ、地域防災力の一層の向上を図るため、ソフト面も含めた喫緊の防災・減災対策に集中的に取り組む市町に対し、経費の一部を支援するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：市町 ・補助率：1／2以内 ・補助対象：市町が行う「防災意識の向上を図る取組み」、「地域の組織的な防災力強化の取組み」、「避難所等の運営体制の強化」等に要する経費 	22
13	○地域防災力強化促進事業	11,550	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成やその活動を促進するとともに、香川大学と共同して地域防災対策についての研究を行うなど、防災力の強化を図るもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災活動・結成促進のフォローアップ ・要望のあった地域に自主防災活動アドバイザーを派遣 ★・自主防災組織等が、地域の災害リスクを踏まえ、平時・災害時の自発的な防災活動について計画する「地区防災計画」の策定を一層促進させるため、計画の新規策定に係る経費等を補助 (補助率:10／10以内又は1／2以内、補助上限額:30万円／団体) ・香川大学との共同研究 など 	22

			<ul style="list-style-type: none"> ・DMATインストラクター資格取得支援、ロジスティクス研修会の開催 ・災害ボランティアセンターの設置やボランティアの受入れのための調整等を行う訓練を、関係機関・NPO等と連携して実施 	8
15	○備蓄物資等整備事業	3,501	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に必要となる物資の備蓄及び更新を行うもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①備蓄物資整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 粉ミルクや紙おむつなどの備蓄物資の更新 ②震災時医薬品等確保・管理事業 <ul style="list-style-type: none"> 応急処置用医薬品等の備蓄 	22 60
16	○中小企業BCP策定運用促進事業	6,305	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等に県内中小企業が事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧ができるよう、BCPの策定を促進するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業BCP優良取組事業所の認定、策定セミナー・個別相談会の開催 ・中小企業BCP策定等支援補助 <p>補助対象：専門家の指導のもとでのBCP策定又は見直しに係る費用 補助率：1/2以内（上限50万円）</p>	88
17	○家具類転倒防止対策促進事業	3,450	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震発災時の家庭における身を守る取組みとして、家具類転倒防止対策を促進するため、香川県防災士会へ委託し、個々の世帯における事前診断、家具類転倒防止器具の取付けサポートを実施することで、具体的な防災行動による県民の防災意識の向上を図るもの。 	22

項目・事業名		予算額	説明	主要事業概要説明資料事業番号
18	○防災アプリ活用のための普及啓発事業	720	<p>・災害時の危険性、避難情報などの提供や災害時の適切な避難行動を支援する機能を有する「防災アプリ」について、広く県民に利用されるよう広報等を行うとともに、活用事例集の作成を通じ、より実践的な活用を促すもの。</p> <p>(防災アプリの主な機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所検索 (近くの避難所等の施設までのルートを表示) ・家族等の居場所確認 (グループ登録した人の居場所を地図上に表示) ・ハザード情報 (ハザードマップ情報を表示) 	22
19	★防災教育促進事業	1,128	<p>・激甚化・頻発化する風水害に関する小学生用防災教育副読本を電子媒体で新たに作成し、既作成の地震を対象とする副読本と併せて、小学校で整備されている1人1台端末を利用した授業等で活用することにより、防災意識の向上を図るもの。</p>	22
20	○県民防災・減災情報発信事業	2,269	<p>・県民の防災・減災意識の向上と事前対策の促進を図るため、各種広報啓発活動を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県広報誌を活用した広報啓発 ・防災リーフレットや防災・減災DVDを活用した出前講座の実施 ・アウトドアと防災をリンクさせたワークショップ型イベントの実施 	22
21	★田んぼダム推進モデル事業	5,000	<p>・水田からの落水口に排水調整板を設置するなどし、大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑え下流域の被害低減を図る、田んぼダムの取組みを推進するため、モデル的取組みを進める地域に排水堰管理費用等を補助するもの。</p>	116

② 「子育て県かがわ」の実現をめざす		15,207,990		
1	○結婚・妊娠・出産支援事業	185,371	・未婚化・晩婚化を抑制するため、結婚を希望する独身者の出会い・結婚を支援するもの。また、妊娠前から産後を通じて気軽に、妊娠・出産について相談できる体制を整備するとともに、不育症治療等に係る経済的負担の軽減を図るもの。	
	(1) かがわ縁結び支援センター事業	42,637	(1) 結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点としての「かがわ縁結び支援センター」を運営するもの。 ・出張窓口：県内4県民センター、瓦町FLAG（高松市）、丸亀市生涯学習センター ★・相談しやすい環境づくりのための相談・交流スペースの設置	70
	(2) 妊娠出産相談支援強化事業	4,665	(2) 妊娠・出産にかかる相談支援を充実し、正しい知識の普及啓発を図り、妊娠期からの切れ目ない支援の充実のための人材育成等を行うもの。 ・助産師や医師による妊娠・出産等の相談支援 など	71
	(3) 不妊治療助成事業	116,997	(3) 令和4年度から開始の治療が保険適用となる中、令和3年度末までに終了しない年度をまたぐ不妊治療について、助成金による経済的負担の軽減措置を継続するもの。 ・国の制度：治療1回につき上限30万円を助成 男性の不妊治療に係る上乗せ（1回につき上限30万円） （負担割合：国1/2、県1/2） ①助成対象者：治療期間初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 ②通算助成回数：1子ごと6回まで（40歳以上43歳未満は3回） ・県単独の上乗せ助成：通算2回に限り5万円上乗せ など	71

項目・事業名	予算額	説明	主要事業概要説明資料事業番号
(4) 不育症対策推進事業	7,365	<p>(4) 不育症のため子どもに恵まれない夫婦への支援を図るため、不育症検査・治療に要する費用の一部を助成するとともに、不育症、不妊症等に関する正しい知識の周知を図るための啓発を行うもの。</p> <p>(不育症治療助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：県内（高松市を含む）に居住する者が行うへパリン療法 ・補助額：1回の妊娠期間中の不育症治療に要した自己負担額に対して、上限15万円（助成回数の制限なし） <p>(不育症検査助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：県内（高松市を除く）に居住する者が行う不育症検査 ・補助額：1回の検査につき上限5万円（助成回数の制限なし） 	71
(5) 不妊・不育症相談センター事業	4,100	<p>(5) 不妊・不育症で悩む夫婦等を対象に、不妊・不育症治療に関する専門的知識を有する看護師や医師等により、夫婦の健康状態に応じた不妊・不育症に関する相談指導を行うとともに、正しい知識の普及を図るもの。</p>	71
(6) 妊孕性温存療法助成事業	9,607	<p>(6) がんをはじめとした原疾患の治療を行うことで生殖機能の低下等の課題を生じる患者に対し、妊孕性温存治療を行う費用の一部を助成するとともに、がん医療従事者等に対する研修を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：43歳未満の県内在住者が行う妊孕性温存療法 (県又は高松市の特定不妊治療費の助成対象者を除く) ・補助額：妊孕性温存療法ごとに、要した自己負担額に対し、男性35万円、女性40万円を上限（1人2回まで） 	71

2	<p>○市町少子化対策重点推進事業</p> <p>(1)市町少子化対策重点推進事業</p> <p>(2)市町結婚新生活支援事業</p>	<p>44,335</p> <p>965</p> <p>43,370</p>	<p>・市町の少子化対策事業を支援するため、国の交付金を活用して事業実施する市町に対し交付金を交付するもの。</p> <p>(1)市町少子化対策重点推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良事例の横展開支援事業（国1／2、市町1／2） ・重点課題事業（国2／3、市町1／3） <p>(2)市町結婚新生活支援事業</p> <p>結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引っ越し費用等）を支援する市町を対象に、支援額の一部を補助するもの。</p> <table border="1" data-bbox="1037 651 2000 954"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>一般コース</th> <th>県主導型市町連携コース※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">世帯所得</td> <td colspan="2">400万円未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">婚姻日の夫婦の年齢と補助上限額</td> <td>29歳以下</td> <td rowspan="2">30万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>39歳以下</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">負担割合</td> <td>国1／2、市町1／2</td> <td>国2／3、市町1／3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県が中心となり、事業実施の市町を面的に拡大する計画を策定し、市町が自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組みなどを実施する場合</p>			一般コース	県主導型市町連携コース※	世帯所得		400万円未満		婚姻日の夫婦の年齢と補助上限額	29歳以下	30万円	60万円	39歳以下	30万円	負担割合		国1／2、市町1／2	国2／3、市町1／3	70
		一般コース	県主導型市町連携コース※																			
世帯所得		400万円未満																				
婚姻日の夫婦の年齢と補助上限額	29歳以下	30万円	60万円																			
	39歳以下		30万円																			
負担割合		国1／2、市町1／2	国2／3、市町1／3																			

	項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
3	○第3子以降保育料等免除事業	169,046	<p>・子育てに伴う経済的負担を軽減するため、就学前児童の第3子以降の保育料等を免除する市町に対して補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：就学前児童 ・対象経費：保育料（3歳未満）及び副食費（3歳以上） ・実施主体：市町（高松市除く。新制度幼稚園・私立幼稚園児に限り、高松市も対象） ・負担割合：県1／2、市町1／2 ・所得制限：3歳未満についてはなし 3歳以上就学前までは所得制限あり※ ※所得制限を超える場合は半額負担 	72
4	○病児・病後児保育利用料無料化事業	17,675	<p>・子育てに伴う経済的負担を軽減するため、病児・病後児保育施設を児童が利用した場合に、その利用者負担を助成する市町に対して補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：市町（高松市を含む） ・対象児童：第3子以降 小学校就学前児まで 第2子 3歳未満児まで ・負担割合：県10／10 ・所得制限：なし 	72

5	★医療的ケア児保育支援事業	31,500	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の地域生活支援の向上や、その家族の就労等を可能にするため、医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受け入れが可能となるよう取組みを行う市町に対して補助するもの。 ・負担割合：国2／3、県1／6、市町1／6 	72
6	○乳幼児医療費支給事業	771,004	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費の負担軽減を図るため、市町が行う乳幼児医療費支給事業に対して、補助するもの。 ・負担割合：県1／2、市町1／2 ・対象年齢：小学校就学前まで（平成23年8月～） ・全県的な現物給付方式を導入（平成20年8月～） 	69
7	○ひとり親家庭等医療費支給事業	454,713	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の医療費負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等に医療費の一部を公費負担する市町に対して補助するもの。 ・負担割合：県1／2、市町1／2 ・自己負担：1レセプト当たり外来500円、入院1,000円まで （市町村民税非課税世帯は自己負担なし） ・対象者：母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童 など 	69
8	○小児慢性特定疾病対策事業	119,543	<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病について、医療費の自己負担分の一部を公費で負担するとともに、小児慢性特定疾病児童・家族等の療養上、生活上の悩み、不安等の相談、自立支援等を行うもの。 	71

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
<p>9 ○地域子育て推進事業</p> <p>(1) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>(2) ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>(3) 利用者支援事業</p> <p>(4) 地域子育て支援人材養成事業</p> <p>(5) 「イクケン香川」推進事業</p>	<p>323,765</p> <p>257,375</p> <p>15,463</p> <p>38,238</p> <p>9,511</p> <p>3,178</p>	<p>・市町の地域子育て支援拠点の開設に対する助成や当該支援拠点への子育て支援コーディネーターの配置促進等を行うもの。</p> <p>(1) 乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う市町に対して補助するもの。</p> <p>・負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3</p> <p>(2) 地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センター事業を実施する市町に対して補助するもの。</p> <p>・負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3</p> <p>(3) 市町が教育・保育施設の利用状況等について情報収集を行うとともに、子どもや保護者からの相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行うために要する経費を補助するもの。</p> <p>・負担割合：国2/3、県1/6、市町1/6</p> <p>(4) 小規模保育等の地域ニーズに応じた子育て支援を充実させるため、支援の担い手である子育て支援員や放課後児童支援員を養成するとともに、県内全ての市町において設置している地域子育て支援拠点の機能強化として、新たに職員の質の向上に取り組むもの。</p> <p>★・発達障害児など気になる子ども等への対応力強化研修</p> <p>(5) 「イクケン香川」をキャッチフレーズに、子育て施策や子育て環境の充実をPRするとともに、ライフステージにあわせた内容の講座等を実施するもの。</p>	<p>70</p>

10	○保育所等施設型給付費	4,238,606	<p>・子ども・子育て支援法に基づき、保護者の労働又は疾病等の事由により、児童について必要となる保育を実施した市町に対し、無償化分を含めその費用の一部を負担するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国1／2、県1／4、市町1／4 ・無償化の上限等 <ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の保育料 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども ②保育認定を受けた幼稚園児の預かり保育の利用料 <ul style="list-style-type: none"> ・①に加え、月額11,300円を上限に無償化 ③認可外保育施設、一時預かり保育、ファミリー・サポート・センター、病児保育の利用料 <ul style="list-style-type: none"> ・3歳から5歳までの全ての子ども 月額37,000円、 0歳から2歳までの住民税非課税世帯 月額42,000円を上限に無償化 <p>※令和4年10月以降の保育士等の収入を3%程度引き上げる処遇改善経費を含む。</p>	72
----	-------------	-----------	---	----

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
11	○認定こども園・保育所整備事業	23,893		
	(1)認定こども園整備事業	22,179	(1)幼児教育と保育を一体的に提供する私立の認定こども園の施設整備（新設、修理、改造）に要する費用の一部を補助するもの。 ・負担割合：国1／2、市町1／4、事業者1／4	14 72
	(2)保育所緊急整備事業	1,714	(2)私立保育所等の施設整備（新設、修理、改造）に要する費用の一部を補助するもの。 ・負担割合：国1／2、市町1／4、事業者1／4	72
12	○待機児童解消促進事業	149,049	・待機児童の解消に向けて、各種の取組みを行うもの。	72
	(1)保育士確保推進事業	11,400	(1)マッチングや就職相談会の開催等を通じて、保育士人材の確保を図るもの。 ・求人開拓コーディネーターにより、潜在保育士及び県内外の保育士養成施設に通う学生を対象に県内保育所等とのマッチング ・潜在保育士等を対象とした復職支援セミナーの開催 ・県内保育士養成施設の学生と現役保育士との座談会の開催 ・中学校・高校で保育士の魅力を伝える出前授業の実施 など	
	(2)保育士人材バンク事業	4,800	(2)保育士人材バンクの運営を通じて、保育士人材の確保を図るもの。 ・専任コーディネーターの配置、マッチング、登録促進に向けた広報活動 ・復職支援セミナー、離職防止研修の実施 など	

<p>(3) 保育学生修学支援事業</p>	<p>49,479</p>	<p>(3) 待機児童解消に資する保育士の確保と若者の県外流出防止のため、保育士養成施設に在学する本県出身の保育学生に修学等資金を貸し付けるとともに、追加交付される貸付原資を積み立てるもの。(令和2年度から、県外養成施設の学生(県内出身者)も対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間：原則2年間 ・貸付金額：月額5万円以内(入学、就職準備金各20万円)、無利子 ・返還免除：県内で保育士として5年間業務従事した場合、全額免除 	
<p>(4) 潜在保育士等支援事業</p>	<p>3,534</p>	<p>(4) 保育士の人材確保を図るため、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な資金を貸し付けるもの。</p> <p>①未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間：勤務開始日から1年間 ・貸付金額：未就学児の保育料の1/2以内(月額上限27千円)、無利子 ・返還免除：県内で保育士として2年間業務に従事した場合、全額免除 <p>②就職準備金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額：40万円以内 ・返還免除：県内で保育士として2年間業務に従事した場合、全額免除 	

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
(5) 保育士資格取得に向けた環境整備事業	2,080	<p>(5) 幼稚園教諭免許状を有する者を対象とした保育士資格特例制度講座を実施する県内保育士養成施設に対して、費用の一部を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：保育士資格取得のための特例講座の実施に要する講師報酬等 	
(6) 保育体制強化事業	59,555	<p>(6) 保育士の業務の支援を行う「保育士支援員」を配置することにより、保育士の負担を軽減し、保育士の新規就業や離職防止を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町 1 / 4 ・対象施設：私立保育所、私立幼保連携型認定こども園 ・基準単価：保育所 1 か所あたり 10 万円 / 月 ※園外活動時の見守り等に取り組む場合加算あり (同 14.5 万円 / 月) ・業務内容：遊具等の消毒、給食の配膳、寝具の用意・後片付け など 	
(7) 保育補助者雇上支援事業	1,565	<p>(7) 保育人材の確保を図るため、保育所等に勤務する保育士の補助を行う者(保育補助者)の雇い上げに必要な費用を貸し付けるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間：3年間 ・貸付金額：年額 2,953 千円以内、無利子 ・返還免除：保育補助者が当該業務に従事し、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得(見込みも含む)した場合、全額免除 	

<p>(8) 派遣保育士活用事業</p>	<p>9,832</p>	<p>(8) 保育士の労働環境の改善や離職防止を図るため、私立保育所又は認定こども園等において、保育士が病気休暇や外部研修、育児休業等により代替を必要とする場合に、民間派遣会社から代替保育士を派遣する費用の一部を負担するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急代替派遣（外部研修、病気休暇、介護休暇）及び産休代替派遣 代替保育士の直接人件費相当額を負担 ・ 育児休業代替派遣（育児休業） 派遣会社の間接経費相当額を負担
<p>(9) 保育の質向上事業</p>	<p>3,925</p>	<p>(9) 保育士の質の向上を図るため、企業主導型保育事業の指導監査や研修業務の充実強化を図るとともに、認定こども園等に対し、幼稚園教諭免許状を持つ職員が保育士資格の取得等に要する経費を補助するもの。</p>
<p>(10) 保育士等の働きやすい環境づくり支援事業</p>	<p>2,879</p>	<p>(10) 保育士等の離職防止のため、臨床心理士、社会保険労務士、感染管理認定看護師などの専門家が、保育士等が抱える不安や悩みの相談を受け、助言等できる体制を構築し、保育士等が長く働くことができる職場の環境づくりを支援するもの。</p>

	項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
13	<p>○新・放課後子ども総合プラン</p> <p>(1)放課後子供教室推進事業</p> <p>(2)放課後児童健全育成事業</p> <p>(3)放課後児童クラブ等ICT化推進事業</p>	<p>559,729</p> <p>28,300</p> <p>514,096</p> <p>17,333</p>	<p>(1)放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちが、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施するための取組みを推進するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：市町（高松市除く） 12市町、77か所 ・負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3 <p>(2)保護者が就労等の理由で昼間に家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後に遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業を実施する市町に対して補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：市町（高松市含む） 15市町、301クラブ ・負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3 <p>※令和4年10月以降の放課後児童支援員の収入を3%程度引き上げる処遇改善経費を含む。</p> <p>(3)放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体：市町（高松市含む） 6市町、104施設 ・負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3 ・補助金額：上限50万円/箇所 	151

	項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
			<p>⑥児童虐待相談機能強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例研究、専門相談、研修会、家庭訪問の実施 ★・一時保護所に係る第三者評価の実施 <p>⑦里親養育包括支援（フォスタリング）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録里親の確保、里親養育支援及び養子縁組に対する相談支援 ・民間施設における里親の養育技術向上のための研修等の実施 など <p>⑧市町子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問、短期入所生活援助などを行う市町への補助 負担割合：国1／3、県1／3、市町1／3 <p>⑨児童相談所の体制強化インフラ整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談対応記録システムの運用 など <p>⑩児童虐待防止医療ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所で相談を受けた児童及び保護者についての心身の治療の必要性等について、協力医療機関から助言が受けられる体制の確保 ・県内医療機関の連携強化のための研修の実施 	
16	○児童保護機能強化事業	67,789	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護を必要とする児童の受け皿を確保し、児童に最善のケアを行うもの。 ①一時保護委託事業 <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国1／2、県1／2 ②一時保護専用施設設置促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護専用施設を設置し、委託一時保護児童に対する個別的な処遇を行う社会福祉法人への支援を実施 	73

17	○社会的養育体制強化事業	25,590	<p>・社会的養育体制の充実を図り、虐待を受けた児童等のニーズに応じた自立支援を強化するもの。</p> <p>①社会的養育推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じ、18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き施設等での支援 ・大学等に修学している自立援助ホームの入居者について、必要に応じ22歳の年度末まで引き続き入居できるようにして児童の自立生活を援助 <p>②児童養護施設退所児童等アフターケア事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設を退所した者が安定した自立生活を送れるよう、生活相談支援員が施設入所中の支援、退所後の生活・就労相談、居場所提供等のアフターケアを実施 ・就労相談支援員が企業訪問による職場開拓、就職後の相談支援、職場訪問等を実施 など <p>★③児童養護施設等入所児童の権利擁護に係る実証モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見表明（アドボカシー）について、子どもからの意見聴取や第三者による意見代弁のため、意見表明支援員（子どもアドボケイト）や社会的養護経験者が相談支援等を行うモデル事業を実施 	74
----	--------------	--------	--	----

	項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
18	○児童入所施設措置委託費等	1,591,730	<p>・県が児童保護のため入所措置をとった場合（助産・母子保護の実施含む）に、児童入所施設等に対し措置費を委託料として支弁するものなど。</p> <p>①児童入所施設措置委託費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国1/2、県1/2 <p>※令和4年10月以降の児童養護施設等職員の収入を3%程度引き上げる処遇改善経費を含む。</p> <p>②児童養護施設等職員処遇改善事業</p> <p>令和4年9月末までの児童養護施設等職員の収入を3%程度引き上げる処遇改善経費を、各施設等へ補助するもの。（国10/10）</p>	
19	○大学生等奨学事業（奨学金特別会計）	159,592	<p>・意欲や能力のある学生が安心して大学等で学ぶことができ、安心して子どもが育てられる環境づくりを進めるとともに、県内において優秀な人材を確保することを目的として、大学生等に奨学金を貸し付けるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：大学生、短期大学生、大学院生、専修学校生（専門課程） 高等専門学校生（第4・5学年及び専攻科） ・貸付金額：学校種別、通学形態（自宅・自宅外）等に応じて選択 ※県内大学等への進学者に対しては、月額の高額に1万円を加算 ・貸付期間：標準修業期間（大学4年など） ・利息：無利息 ・貸付定員：100名程度 ・日本学生支援機構の奨学金との併給可 ・卒業後3年以内に県内で居住・就業し、3年間続いた場合、返還債務を一部免除（1万5千円×貸付月数及び1万円×加算を受けた月数） 	1

20	<p>○高等学校等就学支援金等事業</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金交付事業（公立学校）</p> <p>(2) 奨学のための給付金事業（公立学校）</p> <p>(3) 高等学校等就学支援金交付事業（私立学校）</p> <p>(4) 奨学のための給付金事業（私立学校）</p>	<p>4,043,538</p> <p>1,777,122</p> <p>214,095</p> <p>1,892,344</p> <p>159,977</p>	<p>・高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、就学支援金等を交付するもの。</p> <p>(1) 公立高校生等に対して、授業料相当額を支給し、教育費の負担軽減を図るもの。</p> <p>・県分 1,691 百万円 高松市分 70 百万円 事務費 16 百万円</p> <p>(2) 低所得世帯で公立高校生等のいる保護者等に対して、奨学のための給付金を支給するもの。</p> <p>(3) 私立高校生に対し、授業料の一定額を助成することにより、教育費負担の軽減を図るもの。</p> <table border="1" data-bbox="1093 746 1912 916"> <thead> <tr> <th>世帯年収目安</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>590 万円未満</td> <td>396,000 円</td> </tr> <tr> <td>910 万円未満</td> <td>118,800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 低所得世帯で私立高校生等のいる保護者等に対して、奨学のための給付金を支給するもの。</p>	世帯年収目安	上限額	590 万円未満	396,000 円	910 万円未満	118,800 円	<p>145</p> <p>145</p> <p>14</p> <p>14</p>
世帯年収目安	上限額									
590 万円未満	396,000 円									
910 万円未満	118,800 円									

	項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
21	○児童手当給付事業	2,136,426	<p>・児童手当法に基づき、市町が行う児童手当の給付に要する経費の一部を負担するもの。</p> <p>(手当額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満児 月額：15,000円 ・ 3歳～小学生(第1・2子) 月額：10,000円 ・ 3歳～小学生(第3子以降) 月額：15,000円 ・ 中学生 月額：10,000円 ・ 所得制限世帯※ 月額：5,000円 <p>※令和4年10月支給分以降については、所得制限世帯のうち、所得上限限度額以上の世帯は支給なし</p>	70
22	○子どもの貧困対策推進事業	7,138	<p>・「第2期香川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるよう、地域社会全体で子どもたちを支援する環境づくりに取り組むもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困の状況にある子どもへの支援活動と支援に関心のある個人や企業等を結び付けるマッチングの推進及び地域ネットワークの強化 ・ 計画の進捗管理及び子どもの貧困対策に関する情報収集と関係機関への提供 	70

23	○ひとり親家庭学習支援員派遣事業	4,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭に学習支援員を派遣し、子どもの学習意欲の向上や学習習慣を定着させるとともに、保護者からの相談に応じることで、ひとり親家庭の生活を支援するもの。 	70
24	○ネット・ゲーム依存対策事業	10,720	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット・ゲーム依存の状態に陥ることを未然に防止するとともに、依存症を治療できる医療提供体制の充実を図るための対策を総合的に推進するもの。 ①依存予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体を活用した普及啓発、講演会の開催 ・乳幼児の保護者向けリーフレットによる健診時等の早期啓発 ②依存症対策 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関向け回復プログラムの使用方法等についての研修の実施 ★・ネット環境から離れた生活を体験するオフラインキャンプを県内で実施し、有効性を検討 ・久里浜医療センターが実施する専門研修に医療従事者等を派遣 ・依存症の子どもを持つ家族を対象とした家族教室の実施 など ③子どもの依存対策・利用適正化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ネット・ゲーム依存の予防等に関する研修への教員等の派遣 ・スマートフォン等の利用に関する調査の実施 ★・小学生とその保護者を対象に、スマートフォンの利用について親子で学ぶワークショップの開催 ★・ワークショップの内容を活用した啓発用動画教材の作成 ・さぬきっ子安全安心ネット指導員の養成 など 	76 150

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
③ 健康長寿の香川をつくる		1,872,728		
1	○健康長寿促進事業 (1)かがわ健康ポイント事業 (2)禁煙・受動喫煙対策推進事業 (3)循環器病対策推進事業	9,207 7,340 504 1,363	(1)スマートフォンなどを活用し、県民が健康づくりに取り組んだ場合に健康ポイントを付与し、そのポイントに応じて抽選で賞品を得られる仕組みや協力店でサービスが受けられる、かがわ健康ポイント事業「マイチャレかがわ!」を実施することにより、県民一人ひとりの健康づくりの意識の醸成と主体的な健康行動の定着化を図るもの。 (2)改正健康増進法の施行に伴い、多数の者が利用する施設の管理者等への相談指導を行うとともに、禁煙・受動喫煙に関する知識の普及や意識啓発を進めるもの。 (3)循環器病予防等を推進し県民の健康寿命の延伸を図るため、循環器病対策基本法に基づき、循環器病対策の検討を行うとともに、県内の脳卒中患者の治療実態把握・分析に取り組むもの。	43
2	○がん対策関連事業 (1)がんの発症予防・早期発見啓発事業	69,195 1,500	・「香川県がん対策推進条例」に基づき、がん対策を総合的に推進するもの。 (1)本県のがん罹患率が全国的に高い状況にあることを踏まえ、県民のがん発症予防・早期発見意識の向上を図るため、がん検診や生活習慣における注意点等の周知・啓発を行うもの。	44

(2) がん検診受診促進事業	4,227	(2) 休日に乳がん検診を広域で実施するなど、がん検診を受診しやすい環境づくりに取り組むほか、がん検診受診者数の実態把握、精密検査受診率の向上対策等を行うもの。
(3) がん患者と家族の快適な暮らし応援事業	1,401	(3) がん診療連携拠点病院等への専門家の派遣や、がん経験者等へのピアサポート研修の実施等により、がん患者等の療養生活を支援するもの。
(4) 女性のがん対策強化事業	1,965	(4) 乳がん、子宮頸がん検診等の受診率向上のため、有効な受診勧奨を進めるため市町への研修を継続して実施するほか、休日の検診車派遣等による子宮頸がん検診を受けやすい環境づくりや、関心の低い若年齢層に対して正しい知識の普及啓発に取り組むもの。
★(5) がん患者医療用補整具助成事業	1,500	(5) 20歳から39歳の若年がん患者に対し、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用の一部を補助するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：全頭用ウィッグ、胸部補整具 ・補助率：1/3 ・補助上限：補整具の種類ごとに1万円（1人につき2万円まで）
(6) 全国がん登録事業	7,066	(6) 全国がん登録制度の円滑な実施を図るもの。
(7) 地域がん診療連携拠点病院支援事業	36,000	(7) 地域がん診療連携拠点病院が行う医療従事者の研修、がん相談等に係る経費を補助するもの。
(8) がん診療施設設備整備事業	5,000	(8) がんの検診・診療を行う医療機関に対して、がん診療等に必要な医療機器等の整備に係る経費を補助するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：県1/3、事業者2/3
(9) がん対策を推進する事業	929	(9) がん検診の従事者に対する研修等を行うもの。
(10) 妊孕性温存療法助成事業	9,607	(10) (再掲 P34)

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
<p>3 ○糖尿病予防事業</p> <p>(1) 糖尿病ワースト上位脱出事業</p> <p>(2) 小児生活習慣病予防健診フォローアップ支援事業</p>	<p>19,289</p> <p>18,191</p> <p>1,098</p>	<p>・糖尿病の発症予防及び重症化予防に向けた取組みを行うもの。</p> <p>(1) 市町等が行う児童生徒の健康状態等の把握のための血液検査・生活習慣調査に係る経費の一部を補助するとともに、健診結果の分析と対応策の検討等を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：小学校4年生、中学校1年生 ・補助率：1／2 <p>(2) 小児生活習慣病予防健診結果を踏まえ、市町等における同健診の事後指導の充実等を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町・小児科医等の専門家による検討会の開催 ・効果的な保健指導に関する研修の実施 など 	<p>43</p>
<p>4 ○難病対策事業</p> <p>(1) 難病医療費助成事業</p> <p>(2) 難病医療提供体制整備事業</p>	<p>1,677,233</p> <p>1,669,232</p> <p>8,001</p>	<p>(1) 国指定難病と県指定難病について医療費の自己負担分の一部を公費で負担するとともに、難病患者・家族等の療養上、生活上の悩み、不安等の相談、就労支援等を行うもの。</p> <p>(2) 国の難病医療提供体制の構築に係る方針も踏まえ、難病の患者に対し、早期かつ正しい診断ができる新しい難病医療提供体制を整備するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病診療連携拠点病院：香川大学医学部附属病院 難病診療連携コーディネーター、難病診療カウンセラーを配置 ・難病診療分野別拠点病院：高松医療センター 神経難病を中心とした医療従事者向け研修会を実施 	<p>46</p>

5	<p>○歯と口腔の健康づくり推進事業</p> <p>(1) 8020運動推進事業</p> <p>(2) 特殊歯科医療確保推進事業</p> <p>(3) 歯科専門職を目指す学生に対する修学支援事業</p> <p>(4) 歯と口腔の健康づくりを推進する事業</p> <p>(5) 口腔乾燥対策促進事業</p>	<p>67,633</p> <p>16,828</p> <p>14,200</p> <p>13,500</p> <p>11,483</p> <p>11,622</p>	<p>・「香川県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するもの。</p> <p>(1) 80歳で自らの歯を20本以上保つための歯科疾患の予防等の取組みを進めるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯の健康と医療費の関係等についての実態調査 ・ 障害者施設、特別支援学校を訪問しての要支援者への口腔ケアサポート ・ 離島住民のための歯科健診、育児サークルにおける歯科健診・歯科相談 ・ 歯周病検診の受診率向上のため、指定年齢検診（40・50・60・70歳）にあわせて歯の表面クリーニングを実施する市町に対する補助 負担割合：県1/2、市町1/2 ・ オーラルフレイル(口腔機能の低下等による身体の衰え)の考え方と予防等についての啓発、介護従事者等への研修や県民公開講座の開催 など <p>(2) 高松市歯科医師会に委託して、心身障害児（者）に対する歯科診療や休日歯科診療を行うもの。</p> <p>(3) 良質で適切な歯科医療提供体制の整備・充実を図るため、歯科専門職養成所に在学する歯科専門職を目指す学生に修学等資金を貸し付けるもの。</p> <p>(4) ①在宅歯科医療連携室整備事業 高齢者など歯科医院に通院できない者に対する在宅歯科医療を推進しようとするもの。</p> <p>②歯科在宅当番医制運営事業 県歯科医師会に委託して休日歯科診療を行うもの。</p> <p>(5) 口腔内の乾燥が口腔衛生環境の悪化等に与える影響を踏まえ、予防方法等を指導する人材育成のため、歯科診療所で検査・保健指導を行い、その結果を分析・マニュアル化するために必要な経費について県歯科医師会に補助するもの。</p>	<p>43</p> <p>45</p>
---	--	---	---	---------------------

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
<p>6 ○介護予防市町支援事業</p> <p>(1)介護予防・生活支援推進事業</p> <p>(2)介護予防多職種連携推進事業</p>	<p>3,168</p> <p>1,668</p> <p>1,500</p>	<p>・介護予防の観点から効果的なサービス実施が図られるよう市町を支援等するもの。</p> <p>(1)介護予防・生活支援推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の実施する地域ケア会議の取組強化のため、リハビリテーション専門職等をアドバイザーとして市町に派遣 ★・地域ケア会議の充実を図るため、会議の中核となる専門職と地域包括支援センター職員に対する資質向上研修の実施 <p>(2)介護予防多職種連携推進事業</p> <p>通いの場の取組みをより効果的、継続的なものとするため、医療等専門職が効果的に関与する手法等について、香川県地域包括ケアシステム学会へ委託し、多職種で検討・取りまとめを行うもの。</p>	<p>51</p>
<p>7 ○高齢者の生きがいがづくり推進事業</p> <p>(1)元気シニア増加促進事業</p> <p>(2)かがわ長寿大学西校運営費補助事業</p> <p>(3)高齢者いきいき案内所事業</p> <p>(4)老人クラブ助成事業</p>	<p>27,003</p> <p>2,700</p> <p>5,784</p> <p>5,829</p> <p>12,690</p>	<p>(1)閉じこもりを防止するとともに、健康づくりと介護予防を推進し、併せて老人クラブの加入促進を図るもの。</p> <p>(2)「かがわ長寿大学西校」の運営費に対して補助するもの。</p> <p>(3)地域で活躍したい高齢者を活動の場へ導くため、香川県社会福祉協議会に委託して「高齢者いきいき案内所」を運営するもの。</p> <p>(4)市町老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対する補助を実施し、老人クラブ活動の充実と発展を図り、高齢者の社会参加の促進に役立てるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：市町老人クラブ連合会、単位老人クラブ ・負担割合：国1／3、県1／3、市町1／3 	<p>47</p>

④ 安心できる医療・介護体制をつくる	61,548,746			
1	○新型コロナウイルス感染症対策特別事業	11,725,274 17,703 1,352,686	<p>(主なもの)</p> <p>【保健所の体制強化】</p> <p>①保健所の対応能力強化事業 保健所における新型コロナウイルス感染症対応能力を強化するもの。 ・東讚、中讚、西讚保健所に保健師を各1名配置（会計年度任用職員） ・疫学調査を行う保健師を調査能力向上研修に派遣 など</p> <p>②健康危機緊急時対応体制整備事業 感染拡大時に即時に保健所に配置する人材を確保するため、候補者となる医療従事者を登録する人材バンク（IHEAT）を創設し、要請時に派遣できる体制を確保するもの。</p> <p>【検査体制の強化】</p> <p>①PCR等検査無料化事業 国の基本的対処方針に基づき、感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状者の方に、知事が検査の受検を要請した場合、これに応じて県に登録した医療機関等で県民が受けるPCR検査等を無料化するもの。</p> <p>②検査体制強化事業 感染症発生ピーク時やクラスター複数発生時に備え、環境保健研究センター及び保健所の双方で検査分析等を迅速に行える体制を強化するもの。 ・検査試薬等の整備（環境保健研究センター、保健所） ・保健所の疫学調査、患者搬送等に必要な衛生資材等の整備 ・PCR検査に従事する会計年度任用職員の配置 など</p> <p>③地域外来・検査センター運営事業 新型コロナウイルス感染症検査体制の拡充のため、行政検査を集中的に行う機関である「地域外来・検査センター」の運営を市町に委託するもの。</p>	64

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
	9,621,214	<p>④PCR検査費等助成事業 保険適用となるPCR検査・抗原検査の自己負担部分を公費負担するもの。</p> <p>⑤下水疫学調査検討事業 下水疫学調査を実施し、流行の早期検知への活用可能性を継続検討するもの。</p> <p>【医療提供体制の強化】</p> <p>①香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会運営事業 感染拡大防止対策や医療提供体制等を検討する新型コロナウイルス感染症対策協議会を運営するもの。</p> <p>②医療搬送体制等確保事業 感染症患者等の搬送体制を確保するもの。 ・患者搬送調整本部の運営 ・県タクシー協同組合との協定に基づく検体・患者等の搬送委託 ・島しょ部の患者搬送に要する活動費</p> <p>③入院医療機関病床確保事業 感染症患者が入院する病床の確保等に必要な経費に対し、補助するもの。 ・空床補償、休床補償</p> <p>④軽症者等受入体制整備事業 感染症の軽症者等が、医療機関外で療養するための受入施設を確保等するもの。 ・施設借上げ料、生活支援委託料、医師・看護師人件費 など</p> <p>⑤臨時の医療施設運営事業 感染が拡大し入院患者を受け入れる病床が不足した場合や、自宅又は宿泊療養施設で療養中の患者が夜間等に容態が悪化し、すぐに対応できる医療機関がない場合に備えて、一時的に患者を受け入れる臨時の医療機関を設置・運営するもの。</p>	

			<p>⑥自宅療養者健康管理等事業 自宅療養者の健康管理体制等を確保するもの。 ・ 県医師会等による自宅療養者への健康観察・往診等 ・ 自宅療養者への生活支援物資配付 ・ 酸素濃縮装置の確保</p> <p>⑦感染症対応能力強化事業 県内医療機関や施設等においてクラスター等発生時に感染症対策専門家チームを編成して相談支援に当たるもの。 ・ 感染症対策専門家チームの派遣・支援</p> <p>⑧感染症対応人材育成事業 感染症発生時に即応できる感染症分野の専門人材を養成するため、香川大学が設置する「香川大学感染症教育センター」に感染症専門家等の育成と地域の感染症診療体制強化を委託するもの。</p> <p>★⑨新型コロナウイルスに対応する看護職員研修等事業 県看護協会等に委託し、新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員等への研修を実施するとともに、令和5年度に香川大学に開設予定の感染管理認定看護師に係る研修コースの開設準備に要する経費の一部を補助するもの。</p> <p>⑩医療従事者活動支援事業 感染症患者等の検体採取や治療、看護等に従事する医療従事者の活動を支援する医療機関等に対して、必要な経費を補助するもの。 ・ 宿泊費補助 1泊あたり5,000円</p> <p>⑪入院医療費等助成事業 感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症で入院・診療した場合の自己負担分を公費負担するもの。</p>	
--	--	--	---	--

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
	733,671	<p>【新型コロナウイルスワクチン接種の推進】</p> <p>①新型コロナウイルスワクチンコールセンター運営等事業 主に3回目のワクチン接種に対応するため、県民からの副反応等への問い合わせに対応するコールセンターの運営を継続するもの。</p> <p>②ワクチン副反応医療体制確保事業 主に3回目のワクチン接種に対応するため、かかりつけ医等からの副反応等に関する専門的医療機関への相談体制を継続し、必要に応じて受診できる体制を確保するもの。</p> <p>③ワクチン接種促進支援事業 新型コロナウイルスワクチン接種促進のため、接種費用に追加し、接種回数等に応じた医療機関等への支援を行うもの。</p> <p>i) 一定回数以上の個別接種を実施する「診療所」に対し追加交付 (4週以上実施の場合) ・週100回以上 2,000円/回 など</p> <p>ii) 50回以上/日の個別接種を実施する「診療所・病院」に対し追加交付 ・10万円/日 ※①の支援とは重複しない</p> <p>iii) 通常診療とは別の体制で、50回以上/日(週1日以上)の個別接種を実施する「病院」に対し②に加え追加交付(4週以上実施の場合) ・医師:7,550円/人・時間 ・看護師等:2,760円/人・時間</p> <p>iv) 時間外・休日に集団接種会場に医師等を派遣する医療機関に対し追加交付 ・医師:7,550円/人・時間 ・看護師等:2,760円/人・時間</p> <p>v) 職域接種を共同実施する中小企業又は大学等の会場の設置などに係る費用を補助(出張して実施する場合のみ) 接種回数×1,000円</p>	

2	<p>○地域医療提供体制等整備推進事業</p> <p>(1) 地域医療構想推進事業</p> <p>(2) 病床機能分化連携基盤整備事業</p> <p>(3) 小豆構想区域医療機能分化連携支援事業</p> <p>(4) かがわ医療情報ネットワーク (K-MIX R) 運営支援事業</p> <p>(5) レセプト情報活用診療支援システム運営支援事業</p> <p>(6) 医療施設近代化施設整備事業</p>	<p>1,059,392</p> <p>2,142</p> <p>446,000</p> <p>42,750</p> <p>22,000</p> <p>60,521</p> <p>309,332</p>	<p>・「香川県地域医療構想」の実現に向けた施策を展開するとともに、医療機関の施設・設備整備の支援などを行うもの。</p> <p>(1) 地域医療構想の実現に向けて、構想区域ごとに、どの機能の病床が不足しているか等を検討し、医療機関相互の協議による調整を進めていくとともに、医療を受ける立場である県民の理解と協力を得るための啓発を行うもの。</p> <p>(2) リハビリテーション等の回復期機能の充実に向けた医療機関の病床転換や設備の整備等に要する経費を補助するもの。</p> <p>(3) 小豆島中央病院の中核病院としての機能を確保し、高度急性期以外の機能を島内で完結するため、小豆島中央病院企業団等の実施する取組みを支援するもの。</p> <p>(4) 医療連携体制構築のため県内医療機関の電子カルテ情報等を共有化する地域医療連携ネットワークについて、参加医療機関の設備整備の支援や新システムを運用するかがわ医療情報ネットワーク協議会の運営等を支援するもの。</p> <p>(5) 臨床診療において、特に初診患者の背景（病歴、治療歴等）を速やかに把握し、適切な診療につなげるため構築した、レセプト情報を活用する診療支援システム（K-MIX R BASIC）の運営経費を補助するもの。</p> <p>(6) 精神病棟、結核病棟又は過疎地域にある診療所等の医療施設の、患者の療養環境の改善につながる新築等施設整備に対して経費の一部を補助するもの。</p> <p>・負担割合：国10／10</p>	59
---	--	---	--	----

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
	(7) スプリンクラー等施設整備事業	157,261	(7) 有床診療所等に対し、スプリンクラー等の設置費用を補助することで安全な医療提供体制の整備を図るもの。 ・負担割合（スプリンクラー）：国1/2、事業者1/2	
	★(8) 死亡時画像診断システム等整備事業	10,476	(8) 死亡時の死因究明体制の推進等を図るため、死因究明の中核的な役割を果たす医療機関に対し、画像診断システムの整備費用を補助するもの。	
	★(9) 全国医療機能情報提供制度対応システム改修事業	8,910	(9) 全国統一の医療機能情報提供制度に対応するため、現在運用する広域災害・救急・周産期医療情報システムの改修を行うもの。	
3	○へき地医療対策等事業	464,044		61
	(1) へき地医療拠点病院等運営事業	81,301	(1) 県立中央病院に設置したへき地医療支援機構を運営するほか、へき地医療拠点病院が行うへき地診療所への代診医の派遣等の経費を補助するもの。	
	(2) へき地診療従事医師確保事業	173,685	(2) へき地における医師不足を解消するため、自治医科大学において、へき地医療従事医師の養成等を行うもの。	
	(3) へき地医療拠点病院等施設設備整備等事業	200,144	(3) へき地医療対策等を実施するための整備費の一部を補助するもの。	
	(4) 離島医療等支援事業	7,500	(4) 離島住民に対し、各種保健医療サービスを提供することにより、離島住民の医療の確保を図るもの。	
	★(5) へき地患者輸送車整備事業	1,414	(5) 高松市塩江町の無医地区における住民の医療を確保するため、高松市が行う患者輸送車の整備に対して、経費の一部を補助するもの。	

4	○地域医療介護総合確保基金造成事業	986,784	<p>・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく県計画に定める事業を実施するため、国から交付される交付金等を基金に積み立てるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立財源：国交付金 2 / 3、一般財源 1 / 3 ・内訳：医療関係 624百万円、介護関係 362百万円 	
5	<p>○救急医療対策事業</p> <p>(1)救急医療施設運営支援事業</p>	<p>637,160</p> <p>251,432</p>	<p>(1)救急医療体制を確保するため、救急医療施設の運営、患者搬送体制の整備や医療機器の導入などを推進するもの。</p> <p>①救命救急センター運営費補助事業</p> <p>県立中央病院に設置している救命救急センターの運営費を補助するもの。</p> <p>②小児救命救急センター設置運営支援事業</p> <p>四国こどもとおとなの医療センターに設置している小児救命救急センターの運営費を補助するもの。</p> <p>③搬送困難事例受入医療機関支援事業</p> <p>長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的に受け入れる医療機関に対して、医師、看護師等の確保に係る人件費等について補助するもの。</p> <p>④小児救急医療支援事業</p> <p>夜間の小児救急医療を確保するため、地域において夜間の救急患者の受入体制を整備運営する機関に対し、運営費を補助するもの。</p>	60

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
(2) 救急医療体制支援事業	140,202	<p>(2) 救急患者の円滑な受入が行われるよう、体制整備を支援するもの。</p> <p>① 一般向け・小児向け夜間救急電話相談事業 成人向け及び小児向け夜間（午後7時～翌朝8時）救急電話相談を実施するもの。</p> <p>② 病院群輪番制病院施設設備整備事業 二次医療圏の救急医療体制を担う病院群輪番制病院が行う施設設備整備費に対して、市町が補助する額の2/3を国と県で補助するもの。</p> <p>③ 精神科救急医療システム整備事業 緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科医療体制を確保し、精神障害者が安心して地域で日常生活を送れるよう支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療施設等事業 大川・高松と中讃・三豊の2圏域で輪番制による精神科救急医療事業を夜間・休日に実施 ・身体合併症拠点病院整備事業 回生病院を身体合併症拠点病院に指定、身体合併症患者受入先を確保 ・精神科医療相談窓口事業 日本精神科病院協会香川県支部に夜間・休日の相談窓口を委託設置 ・精神科救急情報センター事業 関係機関との連絡調整のため、丸亀病院に救急情報センターを設置 ・精神科救急拠点病院体制整備事業 処遇困難な患者等の緊急な受入体制を丸亀病院に整備 	

	(3) ドクターヘリ運航事業	245,526	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域精神科医療連携体制整備事業 <p>輪番病院等の精神科指定医が、総合病院救急医等から身体合併症について電話相談を受け、翌日に当該総合病院に出向いて診療支援(相談、助言等)を行った場合の経費を支給 など</p> <p>(3) 令和4年度からドクターヘリの運航を開始するにあたり、運航会社への委託を行うとともに、基地病院に対しフライトドクター・ナースの人件費などの補助等を行うもの。</p>	
6	○臓器・骨髄等移植推進事業	5,699	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臓器等を提供する善意の意思が尊重されるよう、移植医療に関する普及啓発、体制や環境の整備を進めるもの。 <p>①移植医療普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生を対象にした出前講座の実施 <p>②臓器提供者確保推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臓器提供の医療者向け教育プログラムの導入 ・ コーディネーター補助員の人件費補助 <p>③骨髄等提供者確保推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨髄ドナーの骨髄等の提供を促進するための助成 ・ 補助率：市町が補助する額の1/2（市町への間接補助） ・ 限度額：提供者 1日2万円（7日間上限） 事業所 提供者1人1回につき5万円 ・ 補助条件：補助を受ける市町は普及・啓発を実施すること 	59

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号																																																			
	(3) 後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金	2,554,410	(3) 低所得者等に対する保険料軽減額を県、市町が公費で負担し、後期高齢者医療の財政の安定化を図るもの。 ・負担割合：県3/4、市町1/4	57																																																			
10	○病院事業会計（一般会計繰入金）	3,842,371	<p>(1) 収益的収支 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総収益</th> <th>総費用</th> <th>純損益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29,037,911</td> <td>29,211,863</td> <td>△173,952</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資本的収支（主なもの） (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設設備整備</td> <td>81,516</td> <td>丸亀病院A棟屋上防水改修工事 など</td> </tr> <tr> <td>医療機器整備</td> <td>947,468</td> <td>中央病院放射線体腔内治療装置 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 一般会計繰入金 (千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R 4 当初</th> <th>R 3 当初</th> <th>増 減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収 益</td> <td>負 担 金</td> <td>3,003,784</td> <td>3,038,065</td> <td>△34,281</td> </tr> <tr> <td>補 助 金</td> <td>6,739</td> <td>6,976</td> <td>△237</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,010,523</td> <td>3,045,041</td> <td>△34,518</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資 本</td> <td>出資・負担・補助金</td> <td>787,008</td> <td>772,506</td> <td>14,502</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td>44,840</td> <td>57,867</td> <td>△13,027</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>831,848</td> <td>830,373</td> <td>1,475</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>3,842,371</td> <td>3,875,414</td> <td>△33,043</td> </tr> </tbody> </table>	総収益	総費用	純損益	29,037,911	29,211,863	△173,952		事業費	内 容	施設設備整備	81,516	丸亀病院A棟屋上防水改修工事 など	医療機器整備	947,468	中央病院放射線体腔内治療装置 など			R 4 当初	R 3 当初	増 減	収 益	負 担 金	3,003,784	3,038,065	△34,281	補 助 金	6,739	6,976	△237	計	3,010,523	3,045,041	△34,518	資 本	出資・負担・補助金	787,008	772,506	14,502	長期借入金	44,840	57,867	△13,027	計	831,848	830,373	1,475	合 計		3,842,371	3,875,414	△33,043	154
総収益	総費用	純損益																																																					
29,037,911	29,211,863	△173,952																																																					
	事業費	内 容																																																					
施設設備整備	81,516	丸亀病院A棟屋上防水改修工事 など																																																					
医療機器整備	947,468	中央病院放射線体腔内治療装置 など																																																					
		R 4 当初	R 3 当初	増 減																																																			
収 益	負 担 金	3,003,784	3,038,065	△34,281																																																			
	補 助 金	6,739	6,976	△237																																																			
	計	3,010,523	3,045,041	△34,518																																																			
資 本	出資・負担・補助金	787,008	772,506	14,502																																																			
	長期借入金	44,840	57,867	△13,027																																																			
	計	831,848	830,373	1,475																																																			
合 計		3,842,371	3,875,414	△33,043																																																			

11	<p>○在宅医療・介護連携推進事業</p>	<p>8,650</p>	<p>・全ての市町において在宅医療・介護連携の取組みが進められるよう支援するとともに、在宅医療に関わる関係職種の連携を図り、体制構築を図るもの。</p> <p>①在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>全ての市町において、在宅医療・介護連携を円滑に推進できるよう、市町職員に対する研修や在宅医療・介護連携コーディネーターを養成する研修、医師、看護師、介護支援専門員等の多職種連携にかかる専門性の高い研修等を実施するもの。</p> <p>★②在宅医療基盤整備拡充事業</p> <p>地域医療構想に掲げる在宅医療の推進を図るため、地域の中で在宅医療を推進するためのアドバイザー派遣などの取組みに対し補助するもの。</p>	<p>51</p> <p>59</p>
12	<p>○医師確保対策事業</p> <p>(1)医学生支援事業</p>	<p>334,431</p> <p>119,080</p>	<p>・地域偏在や診療科偏在、若手医師の県外流出をはじめとする医師不足の状況を踏まえ、総合的な医師確保対策を行うもの。</p> <p>(1)医学生への修学資金の貸付やへき地医療機関での実習等を行うもの。</p> <p>・修学資金の貸付 貸付額：1人あたり12万円/月</p> <p>返還免除：貸付期間の1.5倍（1年未満は1年に切り上げ）の地域医療従事者で返還免除</p>	<p>62</p>

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
(2) 臨床研修医・専攻医確保支援事業	17,655	<p>(2) 若手医師の県内定着を図るため、臨床研修医、専攻医の確保に取り組むもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外合同説明会へ出展、医学生・臨床研修医向け合同説明会の実施 ・ 県外在住医学生に対し、県内臨床研修病院を見学する際の移動経費を補助（上限額1万円/人） ・ 県内の臨床・専門研修プログラムを網羅したガイドブックの作成 ・ 医療従事者専用情報サイトへ本県の臨床・専門研修情報をまとめて紹介 ・ 専攻医の指導に当たる指導医の養成を促進するため、専門研修基幹施設に対し指導医の資格取得に要する経費を補助（12万円/人） ・ 県内で不足又は継続的な確保が必要な診療科の専攻医向け研修資金の貸付 対象者：県外医療機関で臨床研修を修了した医師（産婦人科、救急科については、県内医療機関での修了も可） 貸付額：1人あたり240万円/年（最大3年間） 返還免除：貸付期間の1.5倍（1年未満は1年に切り上げ）の県内専門医療機関勤務で返還免除 など 	
(3) 臨床医確保・支援事業	81,314	<p>(3) 専門医資格の取得を目指す医師や病院勤務医等の確保・支援を行うもの。</p> <p>① 医師育成キャリア支援プログラム推進事業</p> <p>若手医師の県内定着を図るため、県内の医療機関の専門研修プログラムに参加して、専門医資格の取得を目指す医師等を支援するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修奨励金：20万円/年間（産婦人科・救急科は40万円/年間） <p>② 産科医等確保支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産科医等の分娩手当の支給に要する経費の補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助基準額：1万円/分娩 （分娩手当を増額した場合2万円/分娩） ・ 負担割合：県1/2、市町1/6、事業主1/3 （市町が補助しない場合、県1/3、事業主2/3） 	

(4) 島嶼部医師U J I ターン促進事業	1,556	(4) 県外の医療機関に勤務する医師の本県島嶼部へのU J I ターンに要する経費を補助するもの。 ・見学に係る移動経費：県10/10（上限25万円） ・転入支度金：県1/2、市町1/2（上限100万円）
(5) 専門医認定支援事業	17,958	(5) 専門医制度の仕組みが円滑に構築されるよう、専門医研修に必要な指導医がいない医療機関に指導医を派遣等させた医療機関や、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定を行う医療機関を支援するもの。
(6) 女性医師就業・復職支援事業	2,000	(6) 県医師会が行う女性医師の就業・復職支援等に要する経費を支援するもの。
(7) 医師少数区域等における勤務推進事業	1,500	(7) 医師少数区域等で一定期間勤務した医師の認定制度運用開始に伴い、認定取得後の医師が医師少数区域等に留まって診療を継続することを促すため、医療機関が負担する経費を支援するもの。
(8) 精神科医師県内定着促進事業	4,400	(8) 精神科医師の確保のため、大学、県内精神科病院等が連携して、精神科専門医及び指定医取得のためのプログラムへの参加を促進するもの。 ・研修奨励金：60万円/年間×7名
(9) 勤務医の働き方改革推進事業	88,968	(9) 令和6年4月から医師の時間外労働に係る上限規制が始まるにあたり、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関(周産期・小児救急・精神科救急等)を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費を支援するもの。 ・補助基準額：上限13.3万円/病床 ・補助率：資産形成経費1/2、その他経費10/10

	項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
13	○看護職員養成・確保事業	532,416	<p>・県民一人ひとりのニーズに適切に対応できる、高度な技術・知識を持った看護職員等の育成及び県内定着を図るもの。</p> <p>①看護師等養成所指導事業 看護師等養成所の運営費に対する補助を行うもの。</p> <p>②看護学生修学資金貸付事業 看護師養成所・専門学校等に在学する学生に修学資金を貸し付け、修学を容易にするとともに、県内施設への就業を促すもの。</p> <p>・対象者：看護職員養成施設等に在学し、卒業後県内の施設等において看護職員の業務に従事しようとする者</p> <p>・貸付額：月額5万円（看護師・保健師・助産師） 月額2万5千円（准看護師）</p> <p>・返還免除：卒業後引き続き5年間県内施設に勤務で全額免除</p> <p>③病院内保育所運営費補助 病院内保育所の運営費に対する補助を行うもの。</p> <p>④県立保健医療大学卒業生の県内定着促進事業 県立保健医療大学の学生の県内医療機関への就職を促進するため、学内に学生相談員兼コーディネーターを配置するもの。</p> <p>★⑤感染管理分野の認定看護師教育機関開設補助事業（再掲 P59） 令和5年度に香川大学に開設予定の感染管理認定看護師に係る研修コースの開設準備に要する経費の一部を補助するもの。</p>	63

			<p>★⑥看護職員処遇改善事業</p> <p>令和4年9月末までの、一定数の救急搬送件数(200件/年)がある医療機関の看護職員の収入を1%程度引き上げる処遇改善経費を各医療機関へ補助するもの。(国10/10)</p>	
14	○地域密着型サービス等整備事業	551,869	<p>・地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型サービス等の整備を促進することで、地域包括ケアシステム構築に努めるもの。</p> <p>①地域密着型サービス等施設整備費補助</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム等の新設や増床に伴う整備費補助を行う市町に対して補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 1床あたり 2,235千円 ・認知症高齢者グループホーム 1施設あたり 16,820千円 ・小規模多機能型居宅介護事業所 1施設あたり 16,820千円 <p style="text-align: right;">など</p> <p>②地域密着型サービス等設備整備費補助</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム等の開設準備経費等の補助を行う市町に対して補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等 ・補助額：1床あたり83万9千円 など 	49

			<p>第3段階：世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の65歳以上の高齢者</p> <p>保険料基準額に対する負担割合：0.7</p>	
16	○軽費老人ホーム事務費補助	590,138	<p>・軽費老人ホームの設置者が利用者から徴収すべき利用料のうち、サービスの提供に要する費用等について、利用者の収入に応じてその一部を減免した場合における当該減免額及び民間施設給与等改善費を補助するもの。</p> <p>※令和4年4月以降の介護職員の収入を3%程度引き上げる処遇改善経費を含む。</p>	
17	○介護人材確保等事業	330,854	<p>・介護人材を持続的に確保する観点から、量的、質的確保策を講じるとともに、介護職場の環境整備を進めるもの。</p>	50
	(1)介護人材確保等支援事業	96,274	<p>(1) ①参入促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の元気な高齢者等を、介護の周辺業務を行う介護助手として育成し、継続雇用につなげるなどの支援の実施 ・新人介護職員合同入職式、かがわ介護王座決定戦の開催 など <p>②資質の向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員や介護支援専門員、認知症ケアに関わる職員等への各種研修の実施 ・現職員の各種研修受講期間における代替要員の派遣 など 	

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号								
<p>(2) 介護人材確保等補助事業</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業</p>	<p>9,765</p> <p>2,530</p>	<p>③労働環境・処遇の改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 働きやすい職場づくりのための、介護事業所管理者向け研修の実施 介護ロボット、通信環境整備、ICTの導入支援 <p>補助率：一定の要件を満たす事業所 3 / 4、左記以外 1 / 2</p> <p>補助上限額：</p> <table border="1" data-bbox="1205 478 2000 721"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①介護ロボット(入浴支援等)</td> <td>100万円／機器</td> </tr> <tr> <td>②通信環境整備(見守りセンサー)</td> <td>100万円／事業所</td> </tr> <tr> <td>③ICT(介護ソフト、タブレット等)</td> <td>100～260万円／事業所 ※事業規模に応じた上限</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②については、合計額が1法人あたり100万円上限</p> <p>③については、1法人につき1事業所</p> <p>(2) ①参入促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士による介護実技講習会の開催 小・中学校への介護の仕事等に関する啓発冊子の配布と授業の実施 <p>②資質の向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な口腔健康管理と、その指導ができる介護職員を養成するための研修の実施 中堅介護職員に対する専門性の向上や小規模チームリーダーとなるための研修の実施 介護実技指導者が介護事業所に出向いて実施する介護技術習得のための研修の実施 など <p>(3) 事業所において介護職員処遇改善加算制度の取得を促進するため、事業所への助言・指導等を実施するもの。</p>	区分	補助上限額	①介護ロボット(入浴支援等)	100万円／機器	②通信環境整備(見守りセンサー)	100万円／事業所	③ICT(介護ソフト、タブレット等)	100～260万円／事業所 ※事業規模に応じた上限	<p>50</p> <p>50</p>
区分	補助上限額										
①介護ロボット(入浴支援等)	100万円／機器										
②通信環境整備(見守りセンサー)	100万円／事業所										
③ICT(介護ソフト、タブレット等)	100～260万円／事業所 ※事業規模に応じた上限										

	(4)介護福祉士等修学資金貸付事業	163,520	<p>(4)介護福祉士等修学資金について、貸付の実施主体である香川県社会福祉協議会に当該貸付金の原資を補助するもの。</p> <p>①介護福祉士・社会福祉士修学資金等貸付金 養成施設在学中の学費等を貸し付けるもの。 ・貸付上限額：168万円／2年（5年間の県内施設就労で返還免除）</p> <p>②実務者研修受講資金貸付金 国家試験の受験資格要件である実務者研修の受講資金を貸し付けるもの。 ・貸付上限額：20万円（2年間の県内施設就労で返還免除）</p> <p>③再就職準備金貸付金 1年以上の介護経験のある離職者が県内施設に再就職する際の必要資金を貸し付けるもの。 ・貸付上限額：40万円（2年間の県内施設就労で返還免除）</p> <p>④障害福祉分野就職支援金貸付金 他業種で就労していた者等が一定の研修等を修了し、県内の障害福祉施設で就労する場合に、就職する際の必要資金を貸し付けるもの。 ・貸付上限額：20万円（2年間の県内施設就労で返還免除）</p> <p>⑤福祉系高校修学資金貸付金 福祉系高校の生徒に、修学に必要な資金を貸し付けるもの。 ・貸付上限額：44万円／3年（3年間の県内施設就労で返還免除）</p> <p>⑥介護分野就職支援金貸付金 他業種で就労していた者等が一定の研修等を修了し、県内の介護施設で就労する場合に、就職する際の必要資金を貸し付けるもの。 ・貸付上限額：20万円（2年間の県内施設就労で返還免除）</p>	
--	-------------------	---------	--	--

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
(5)外国人介護人材受入支援事業	58,765	<p>(5) ①外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業</p> <p>経済連携協定（E P A）に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士の資格の取得を目指す「外国人介護福祉士候補者」を受け入れた施設に対し、日本語学習、介護分野の専門知識の学習や学習環境の整備等に要する経費を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額：研修費用 23万5千円／人 職員手当 8万円／施設 医療的ケア学習支援 9万5千円／人 <p>②外国人介護留学生受入支援事業</p> <p>介護福祉士の資格の取得を目的とする留学生を支援し、介護職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減するため、介護施設等が行う留学生への奨学金等の支援に要する経費を補助するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者：外国人留学生に対し奨学金を貸し付ける介護施設等 ・補助対象経費：日本語学校（1年以内）及び介護福祉士養成施設（2年以内）の学費等 ・補助率：1／3（留学生1人あたり補助基準額60万円／年） <p>③外国人介護人材受入環境整備事業</p> <p>今後増加が見込まれる外国人介護人材を対象に、中核的な受入施設等が行う介護技能の向上を図るための基本的な介護技術や介護関連用語などの研修に要する経費を補助するもの。</p>	50 93

⑤ 高齢者や障害者が地域で安心して暮らせる社会をつくる		10,158,159		
1	○地域福祉相談支援体制推進事業	1,720	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の複合・複雑化した福祉分野の支援ニーズに対応するため、市町において包括的な相談支援体制の構築が円滑に推進されるよう、市町に対し必要な支援を行うもの。 ・ 包括的支援体制構築に向けた行政、社会福祉協議会、相談支援機関等を対象とした研修の実施 ・ 多機関協働等に向けた人材養成研修（事例検討等） ・ 県社会福祉協議会職員等による県内市町へ出張相談 など 	55
2	○移動・外出支援事業	3,334	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の自立支援の観点から、地域の運転ボランティアが、移動手段のない高齢者の買い物、通院、通いの場への参加等のための外出、移動時に、利用者の自宅と目的地間の送迎を無償で行う仕組みを作る市町を支援するもの。 ①住民相互の移動支援活動に精通したアドバイザーを市町へ派遣 ②制度導入に必要な初期経費に対する補助を実施 ・ 補助対象：初年度の車両リース料、自動車保険料、車両修繕料など ・ 補助上限：100万円 	51

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
<p>3 ○認知症対策</p> <p>(1) 認知症予防三位一体推進事業</p> <p>(2) 認知症本人発信支援事業</p> <p>(3) 若年性認知症施策推進事業</p> <p>(4) 認知症介護実践者等養成事業</p> <p>(5) 認知症地域サポート推進事業</p> <p>(6) 認知症疾患医療センター運営事業</p> <p>(7) 認知症早期発見・対応強化事業</p>	<p>43,730</p> <p>3,370</p> <p>1,200</p> <p>3,600</p> <p>1,881</p> <p>3,805</p> <p>26,456</p> <p>3,418</p>	<p>(1) 認知症予防に効果があるとされる「運動・栄養・社会交流」の三位一体による認知症予防に向けた取組みを県内全域に普及・展開するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室など高齢者の集まりの場への専門講師の派遣 ・民間企業・経済団体等を対象とした認知症サポーター養成講座の開催 ・認知症を予防する効果的な食生活についての普及啓発 など <p>(2) 複数の認知症本人や認知症専門医等を講師とした講演会や、本人同士の座談会を開催するもの。</p> <p>(3) 若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施する若年性認知症支援コーディネーターを配置するもの。</p> <p>(4) グループホーム、小規模多機能事業所等の開設者や管理者等に対し、必要な知識・技術を習得するための研修を実施するもの。</p> <p>(5) 認知症診療に習熟し、かかりつけ医等への助言や支援、専門医療機関等との連携を行うことができる認知症サポート医を養成するとともに、認知症サポート医自身のフォローアップ研修を実施することなどにより、医療と介護が一体となった地域の認知症支援体制の構築を図るもの。</p> <p>(6) 県内各医療圏の医療機関（6病院）を、認知症に関する専門医療の提供や相談窓口の設置、情報提供、福祉との連携などを行う認知症疾患医療センターとして指定し、運営するもの。</p> <p>(7) 運転免許更新の認知機能検査の機会を利用して、認知症の早期発見・受診勧奨につなげるため、運転免許センターの高齢者相談窓口に看護師を1名配置するもの。</p>	<p>52</p>

4	○重度心身障害者等医療費等支給事業	1,177,114	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者等に係る医療費負担の軽減を図るため、医療費の一部を公費負担する市町に対し、補助するもの。 ・負担割合：県1/2、市町1/2 ・自己負担：1レセプトあたり外来500円、入院1,000円まで (市町村民税非課税世帯は自己負担なし) ・対象者：65歳未満で重度心身障害者等になった者 	69
5	○介護給付・訓練等給付・補装具費支給等事業	4,860,923	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法に基づき、市町における介護給付費、訓練等給付費及び補装具費等の支給に要する経費の一部を負担するもの。 ①介護給付・訓練等給付費・補装具費支給事業 <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4 ※令和4年10月以降の障害福祉職員の収入を3%程度引き上げる処遇改善経費を含む。 ★②障害福祉職員処遇改善事業 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月末までの障害福祉職員の収入を3%程度引き上げる処遇改善経費を、国保連合会を通じ各事業者へ補助するもの。(国10/10) 	53
6	○障害児施設給付費等	1,017,638	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づき、障害児施設入所給付費を負担するとともに、市町における障害児施設通所給付費の支給に要する経費の一部を負担するもの。 ①障害児施設給付費 <ul style="list-style-type: none"> ・負担割合：障害児施設入所給付費(国1/2、県1/2) <li style="padding-left: 40px;">障害児施設通所給付費(国1/2、県1/4、市町1/4) ※令和4年10月以降の障害福祉職員の収入を3%程度引き上げる処遇改善経費を含む。 ★②障害福祉職員処遇改善事業 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月末までの障害福祉職員の収入を3%程度引き上げる処遇改善経費を、国保連合会を通じ各事業者へ補助するもの。(国10/10) 	53

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
7	○自立支援医療負担金	2,069,742	<p>・精神障害者の通院医療、身体障害者の更生医療、障害児の育成医療に要する経費の一部を負担するもの。</p> <p>(負担割合)</p> <p>①精神通院医療：国1/2、県1/2</p> <p>②更生医療：国1/2、県1/4、市町1/4</p> <p>③育成医療：国1/2、県1/4、市町1/4</p>	53
8	○障害福祉サービス事業所等施設整備事業	855,839	<p>・障害者施設などの整備を行う社会福祉法人等に補助を行うことにより、障害者福祉の向上を図るもの。</p> <p>・負担割合：国1/2、県1/4、事業者1/4</p>	54
9	○医療的ケア児等に対する支援対策事業	41,320	<p>・医療的ケア児者やその家族が、住み慣れた地域で生活できるよう、総合的な支援体制を整備するもの。</p> <p>①医療的ケア児等支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応、助言、情報交換、交流の場の提供等による当事者等への支援 ★・医療の専門的な助言を行う看護師の配置、情報発信強化等 ・コーディネーター等支援者に対するフォローアップ研修や好事例の普及啓発 など <p>②香川県自立支援協議会（医療的ケア部会）の運営</p> <p>★③医療的ケア児保育支援事業（再掲 P37）</p>	55

10	○障害者の就労促進事業	36,837	<p>・障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等における工賃の向上や共同受注窓口の機能強化を支援するとともに、一般就労の定着と推進の観点から、実習先開拓や職場定着支援等を行うコーディネーターの配置などを行うもの。</p> <p>①障害者就労事業所支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工賃向上支援のため経営改善、販路開拓等の専門家の施設への派遣 ・施設職員を対象とした意識啓発のための研修の実施 <p>②共同受注窓口機能強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同受注窓口における請負事業の確保、発注者と施設等のマッチング ・香川型農福連携の促進 ・コーディネーターを配置し、事業所への訪問や研修会を実施 ・農業経験者をアドバイザー登録し、農家や事業所へ派遣 など <p>③障害者の「働く場開拓・就労定着」推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働く場の開拓を行うコーディネーターや就労定着のコーディネーターを配置し、就労の定着支援 など <p>④かがわ農福連携活動推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者・障害者施設等意見交換の実施 ・障害者の農作業体験会の実施 など <p>⑤障害者就職支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内4か所の障害者就業・生活支援センターに委託して短期職場実習の実施 ・先進的な障害者雇用の取組みを行う企業の取組事例紹介動画を配信 	<p>54</p> <p>54</p> <p>54</p> <p>54</p> <p>106</p> <p>90</p>
----	-------------	--------	---	--

項目・事業名		予算額	説明	主要事業概要説明資料 事業番号
11	○ユニバーサルデザインタクシー普及促進モデル事業	4,000	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者、外国人観光客等の県内移動にかかる利便性及び安全性の向上を図るため、モデル的に行う「ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）」の導入に対して補助するもの。 <li style="padding-left: 20px;">・補助上限額：20万円／1台 	102
12	○障害者スポーツ普及強化事業	18,509	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ基本法の制定、日本障害者スポーツビジョンを踏まえ、障害者のためのスポーツ環境整備・人材の育成等を行うもの。 <li style="padding-left: 20px;">・香川県障害者スポーツ協会の運営 <li style="padding-left: 20px;">・競技会、合宿遠征費への補助 <li style="padding-left: 20px;">・県外施設での指導（大学等への遠征） <li style="padding-left: 20px;">・障害者スポーツドクター等の養成 <li style="padding-left: 20px;">・障害者スポーツ普及のためのスポーツ教室の開催 など 	55
13	○障害者文化芸術活動推進事業	6,500	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の自立と社会参加を一層推進するため、障害者芸術文化活動支援センターを中心に、障害者が文化芸術を享受できる環境や多様な文化芸術活動を行うことができる体制を整備するもの。 <li style="padding-left: 20px;">①障害者芸術文化活動支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体とのネットワーク構築等による相談体制の整備 ・障害者文化芸術活動に関する情報発信、鑑賞の機会の確保 など <li style="padding-left: 20px;">★②「香川県障害者芸術祭2022」の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：令和4年11月6日～7日 ・場 所：サンポート高松 ・内 容：障害者芸術公募展、ステージイベント など 	55

14	○ひきこもり対策事業	12,136	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひきこもり地域支援センター」を運営するほか、ひきこもりの長期化・高齢化にきめ細やかな支援ができるよう、中高年にも配慮した居場所づくりや「ひきこもりサポーター」の活用推進により、総合的な支援体制の整備を図るもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・実績のある民間人を雇用し、市町のひきこもり支援体制を強化 ・中高年齢者にも配慮した居場所づくり（農園など、社会参加のきっかけの場の提供） ・ひきこもりの予防・早期対応を図るための保護者対象のペアレント・トレーニングの実施 ・ひきこもりサポーターのフローアップ研修の実施 など 	56
15	○依存症者回復支援事業	5,960	<ul style="list-style-type: none"> ・依存症の当事者及びその家族を支援することにより、依存症からの回復を支援するとともに、正しい知識を普及させることで、依存症患者の社会復帰に向けた環境を整えるもの。 	56
16	○ネット・ゲーム依存症対策事業	2,857	(再掲 P51)	76

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
⑥ 安心につながる社会資本を整える		22,171,654		
1	○公共土木施設長寿命化事業	3,064,250	<p>・公共土木施設の計画的・効率的な維持管理を行うために、県管理の対象施設について長寿命化計画の更新等を行うとともに、計画に基づく工事等を実施するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画の更新等 道路施設、河川管理施設、ダム管理施設、砂防関係施設、港湾施設、海岸保全施設、下水道施設 ・長寿命化対策工事等 道路橋（27橋）、トンネル（5箇所）、道路附属物（8箇所）、河川管理施設（2施設）、ダム管理施設（4施設）、砂防関係施設（3施設）、港湾施設（18施設）、海岸保全施設（4海岸）、公園施設（1施設）、下水道施設（2処理区） 	120
2	○さぬき浜街道（五色台工区）の整備	2,055,000	<p>・県道高松坂出線のうち、五色台トンネルを含む現在2車線で供用されている五色台工区の4車線化整備を行うもの。</p>	121
3	○空港連絡道路（香南工区）の整備	372,000	<p>・県道円座香南線のうち、県道岡本香川線から高松空港までの香南工区の整備を行うもの。</p>	121

4	○直轄国道改築費負担金	1,867,000	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法の規定に基づき、国道の指定区間に係る改築その他の事業に要する費用の一部を負担するもの。 <li style="padding-left: 20px;">・国道11号：大内白鳥バイパス、豊中観音寺拡幅 <li style="padding-left: 20px;">国道32号：交通安全事業 など ・県負担：1/3又は1/2 	121
5	○道路整備事業	10,418,640	<ul style="list-style-type: none"> ・物流の効率化や輸送の利便性向上を図るため、地域幹線道路のバイパス整備や現道拡幅等を推進するほか、交通安全の確保のため交差点改良等を推進するもの。 <li style="padding-left: 20px;">・県道太田上町志度線（六条工区） <li style="padding-left: 20px;">・国道438号（飯山工区、綾歌工区） など 	121
6	○街路事業	1,142,237	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺での交通混雑の軽減等を図るため、高松市ほか3市において、都市計画道路の整備を推進するもの。 <li style="padding-left: 20px;">・錦町国分寺綾南線、栄町七間橋線 など 	127
7	○ことでん沿線地域公共交通総合連携計画推進事業	7,500	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市総合都市交通計画推進協議会において策定した「高松市地域公共交通再編実施計画」に基づくことでん新駅整備（太田～仏生山駅間）について、経費の一部を支援するもの。 <li style="padding-left: 20px;">・負担割合：国1/3、県1/3、高松市1/3 <li style="padding-left: 20px;">・事業期間（予定）：令和元～5年度 	102

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
8	○河川総合開発事業（治水ダム）	578,000	<p>・治水安全度の確保や流水の正常な機能の維持を図るため、ダムの整備を推進するもの。</p> <p>綾川治水ダム建設事業（長柄ダム再開発）</p> <p>・ダム本体設計、用地補償 など</p>	123
9	○河川総合開発事業（多目的ダム）	207,000	<p>・治水安全度の確保や流水の正常な機能の維持を図るため、ダムの整備を推進するもの。</p> <p>湊川総合開発事業（五名ダム再開発）</p> <p>・道路設計、地質調査 など</p>	123
10	○農業用水の確保	889,100	<p>・農業用水の安定的な確保や効率的な利用を図るため、老朽化した農業水利施設の計画的な保全対策や香川用水非受益地域の農業用水の確保を行うもの。</p> <p>①国営かんがい排水事業香川用水二期地区負担金等 380百万円 （香川用水施設緊急対策事業市町負担金を含む）</p> <p>②県営基幹水利施設ストックマネジメント事業 502百万円</p> <p>③香川用水非受益地域用水確保事業 7百万円</p>	113

11	○生活基盤施設耐震化等交付金事業	964,932	・国の交付金を活用して、香川県広域水道企業団が行う水道広域化に伴う水道施設の基盤強化や更新・耐震化事業等に対し助成するもの。	5
12	★高松港朝日地区埋築事業	309,000	・高松港朝日地区において、浚渫土砂の処分先を確保するとともに土地需要に対応するため、埋立地の締切護岸等の整備を行うもの。	125
13	○汚水処理事業広域化・共同化計画策定検討事業	10,300	・公共用水域の水質保全に必要な不可欠な汚水処理施設が将来にわたり健全に維持できるよう、汚水処理事業の広域化・共同化計画の策定に向けた検討を行うもの。	129

	項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号																															
14	○流域下水道事業会計	286,695	<p>(1) 収益的収支 (千円)</p> <table border="1" data-bbox="1048 296 1830 424"> <thead> <tr> <th>総収益</th> <th>総費用</th> <th>純損益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,994,847</td> <td>1,994,847</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資本的収支 (主なもの) (千円)</p> <table border="1" data-bbox="1048 549 2007 860"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大東川処理区</td> <td>429,300</td> <td>・浄化センター改築工事 (電気設備) ・綾南第一・第二中継ポンプ場改築工事 など</td> </tr> <tr> <td>金倉川処理区</td> <td>283,100</td> <td>・浄化センター改築工事 (電気・機械設備) ・幹線管渠改築工事 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 一般会計からの補助金 (千円)</p> <table border="1" data-bbox="1048 984 1919 1235"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 4 当初</th> <th>R 3 当初</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収益的収支</td> <td>274,698</td> <td>308,706</td> <td>△34,008</td> </tr> <tr> <td>資本的収支</td> <td>11,997</td> <td>33,938</td> <td>△21,941</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>286,695</td> <td>342,644</td> <td>△55,949</td> </tr> </tbody> </table>	総収益	総費用	純損益	1,994,847	1,994,847	0		事業費	内 容	大東川処理区	429,300	・浄化センター改築工事 (電気設備) ・綾南第一・第二中継ポンプ場改築工事 など	金倉川処理区	283,100	・浄化センター改築工事 (電気・機械設備) ・幹線管渠改築工事 など		R 4 当初	R 3 当初	増減	収益的収支	274,698	308,706	△34,008	資本的収支	11,997	33,938	△21,941	合 計	286,695	342,644	△55,949	130
総収益	総費用	純損益																																	
1,994,847	1,994,847	0																																	
	事業費	内 容																																	
大東川処理区	429,300	・浄化センター改築工事 (電気設備) ・綾南第一・第二中継ポンプ場改築工事 など																																	
金倉川処理区	283,100	・浄化センター改築工事 (電気・機械設備) ・幹線管渠改築工事 など																																	
	R 4 当初	R 3 当初	増減																																
収益的収支	274,698	308,706	△34,008																																
資本的収支	11,997	33,938	△21,941																																
合 計	286,695	342,644	△55,949																																

⑦ 交通事故・犯罪のない安全安心の香川をつくる		2,650,475		
1	○交通死亡事故抑止総合対策事業 (1)効果的な啓発、安全教育の実施	1,447,970 89,814	(1)本県の交通事故の特徴を踏まえた効果的な啓発と安全教育を実施するもの。 ①総合的な交通死亡事故抑止対策 ・新聞・ラジオ等を活用しての戦略的な広報啓発 ・高齢者、小・中・高校生に対する交通安全教育推進隊を編制し、出前型、参加・体験型の交通安全教育を推進（交通安全教育車の活用） ★・ドライブレコーダーを活用した交通事故現場での再発防止教育の実施など ②高齢者交通事故抑止対策 ・ボランティア団体等を通じて啓発資材の配布、老人クラブで高齢者交通事故防止教室の開催 ★・高齢者交通安全ガイドの訪問指導による交通事故に遭う可能性の高い高齢者に対象を絞った交通安全教育の実施 ・自宅付近における実車運転講習の開催（自動車教習所講師の指導） ・運転免許を自主返納した高齢者等が公共交通機関や小売店などで割引等のサービスを受けることができる高齢者運転免許卒業者優遇制度の実施 ・運転免許センターの高齢者相談窓口認知症専門の看護師を配置 (再掲 P80) など	25 52 136 141

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
		<p>③自転車交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ★・若年層を対象としたSNSの活用による自転車安全利用に関する広報啓発の実施 ★・自転車事故の多い市街地において、学校と連携し自転車安全利用啓発に関する標語を掲示 ★・高齢者に対する自転車安全利用講習会の開催 	
	3,848	<p>(2)交通死亡事故抑止に向け、より効果的な指導取締りを強力に推進するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部交通指導課に特別取締部隊「与一」を編制 ・交通指導取締機材の整備 	136
	1,259,958	<p>(3)交通事故の起きにくい交通環境の整備を推進するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路標識・標示の高輝度・カラー化の更新 ・交通安全施設（信号機・道路標識・道路標示）の更新整備 ・自転車の利用頻度、交通事故の発生実態を踏まえた通行環境の整備 ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき策定した電線類の地中化計画に沿って、支障となる交通安全施設の移設を行うもの。 ・国道11号 屋島競技場南東交差点 外6箇所 <p style="text-align: right;">など</p>	136

	(4)用水路等への転落防止対策事業	94,350	(4)用水路等への転落事故を防止するため、県管理道や河川管理用通路等において、通行者の安全確保対策を実施するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・県管理道 100箇所 ・河川管理用通路 5箇所 ・農業水利施設等 50箇所 	25
2	○安全で安心なまちづくり推進事業	64,181	<p>・地域住民、県、市町、警察、事業者等が協働して、犯罪を許さない気運を醸成するとともに、防犯カメラの設置を促進するなど防犯環境の整備に取り組むもの。</p> <p>①犯罪のないまちづくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯ボランティア団体の活動促進、自主企画提案による防犯活動 ・関係機関との連携による効果的な広報啓発活動 など <p>【地域安全かがわ創造プログラム推進事業（以下②～④）】</p> <p>★②駐在所の交番化に向けた施設整備事業</p> <p>各種事件・事故に的確に対応できる警察の初動体制・夜間体制・機動力・地域との連携を強化するため、駐在所の交番化を推進するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸亀署管内の富熊駐在所、栗熊駐在所、岡田駐在所を栗熊駐在所に統合して交番化 	21 23 135

項目・事業名	予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号
		<p>★③移動交番車整備事業</p> <p>交番駐在所の再編の対象となった地域を中心に犯罪防止や地域住民の安全を確保するため、移動交番車を新たに1台整備するもの。</p> <p>★④地域安全ネットワーク活動事業</p> <p>交番・駐在所の警察官が地域の住民との間でより緊密に連携するため、警察からの情報の回覧や警察官が訪問した際の地域の情報提供を担う「地域安全連絡員」制度を設け、地域安全ネットワークを構築するもの。</p> <p>⑤特殊詐欺撲滅事業</p> <p>特殊詐欺事案について、高齢者を主として幅広い年齢層に対する予防活動を強化することにより、社会全体の抵抗力を高め、撲滅を目指すもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の電話機に接続する撃退装置の普及促進 ・撃退装置の設置体験者等に対するアンケート調査の実施 ・コールセンターから、特殊詐欺の手口や対策について注意を喚起 ・令和3年で実施したアンケート調査結果をもとにした特殊詐欺に係る教育コンテンツの作成 <p>★・県内の金融機関を個別訪問し、窓口職員への防犯指導の実施 など</p>	

			<p>⑥安全・安心まちづくりを推進する防犯カメラ設置促進事業</p> <p>市町や自治会等を対象に、防犯カメラ設置に係る初期費用を補助することにより、防犯環境の整備を推進するとともに、地域住民の安心感の醸成を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：市町、団体（自治会、地域コミュニティ団体等） ・対象経費：防犯カメラ設置費用（カメラ、録画装置等の工事費） ・補助額：市町 対象経費の1／2以内かつ上限100万円 団体 対象経費の2／3以内かつ上限20万円 <p>⑦インターネット空間の脅威に対する総合対策事業</p> <p>インターネット上に氾濫する違法・有害情報による被害を防止し、複雑・巧妙化するサイバー犯罪に的確に対応するため、捜査等に要する携帯電話解析機材等をリースするもの。</p> <p>★⑧サイバー犯罪捜査能力強化事業</p> <p>不正アクセス禁止法違反事件の認知・検挙件数の増加傾向、企業・団体における被害件数の増加に対応するため、重大事案に特化した専門捜査員の育成を行うもの。</p> <p>⑨在留外国人等安全・安心推進事業</p> <p>言葉や諸制度に不慣れな外国人の110番通報や落とし物の問い合わせ等に対応するため、多言語コールセンターを活用し対応の強化を図るもの。</p>	
--	--	--	---	--

項目・事業名		予算額	説明	主要事業 概要説明 資料 事業番号										
3	○犯罪被害者等支援事業	4,050	<p>・犯罪被害者等の平穏な生活を確保するため、関係機関や民間被害者支援団体等とのネットワークを強化し、犯罪被害者等の心情を理解した支援活動や社会全体で犯罪被害者等を支えるための広報・啓発等を実施するもの。</p> <p>(支援内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士による法律相談</td> <td>対応日数：週3日 対応時間：9時～16時</td> </tr> <tr> <td>臨床心理士等による心理カウンセリング</td> <td>対応日数：週3日 対応時間：9時～16時</td> </tr> <tr> <td>再提訴費用助成</td> <td>損害賠償額に応じて最大32万円までの印紙代を助成</td> </tr> <tr> <td>見舞金給付</td> <td>遺族 50万円 重傷病被害者 20万円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対応内容	弁護士による法律相談	対応日数：週3日 対応時間：9時～16時	臨床心理士等による心理カウンセリング	対応日数：週3日 対応時間：9時～16時	再提訴費用助成	損害賠償額に応じて最大32万円までの印紙代を助成	見舞金給付	遺族 50万円 重傷病被害者 20万円	23
項目	対応内容													
弁護士による法律相談	対応日数：週3日 対応時間：9時～16時													
臨床心理士等による心理カウンセリング	対応日数：週3日 対応時間：9時～16時													
再提訴費用助成	損害賠償額に応じて最大32万円までの印紙代を助成													
見舞金給付	遺族 50万円 重傷病被害者 20万円													
4	○DV対応・児童虐待対応連携強化事業	1,782	<p>・DV対応と児童虐待対応の連携強化として、民間シェルター等の関係機関との連携強化を通じて、DV被害者の自立生活や地域定着の促進を図るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者や同伴児童の状況に応じた民間シェルターへの一時保護委託の実施 ・一時保護所等を退所するDV被害者に対し、生活、就労等に関する相談支援を継続 など 	73										

